

熊谷市マンション管理適正化推進条例施行
規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 林 哲 也

規則第 4 9 号

(別紙)

熊谷市マンション管理適正化推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市マンション管理適正化推進条例（令和8年条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理状況の届出)

第2条 条例第10条第1項の規則で定めるマンションは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2階建て以下のもの
- (2) 専有部分の数が2以下のもの

2 条例第10条第1項の規定による届出は、マンション管理状況届出書（様式第1号）により、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) マンションが分譲された場合 最初に管理組合の集会が開催された後速やかに
- (2) 前号の規定により届出をした場合 当該届出の日から起算して5年ごとに、当該期間の末日まで

3 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、マンション管理状況届出書（様式第1号）により行うものとする。

(新築マンションの管理に関する事項の届出)

第3条 条例第11条の規則で定めるマンションは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2階建て以下のもの
- (2) 専有部分の数が2以下のもの

2 条例第11条の規定による届出は、区分所有権の目的である部分を初めて分譲しようとする日の30日前までに、新築マンション管理事項届出書（様式第2号）に次に掲げる図書を添付して行うもの

とする。

- (1) 管理規約等の案
 - (2) 長期修繕計画の案
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- (身分を示す証明書)

第4条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)のとおりとする。

(公表)

第5条 条例第28条第1項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへ掲載する方法
 - (2) その他市長が必要と認める方法
- (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に存するマンション(第2条第1項に規定するマンションを除く。附則第4項において同じ。)については、同条第2項第1号の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から6月を経過する日までに条例第10条第1項の規定による届出を行うものとする。
- 3 区分所有権の目的である部分を初めて分譲しようとする日が施行日から起算して30日以内の新築のマンション(第3条第1項に規定するマンションを除く。)については、同条第2項の規定にかか

わらず、施行日以後速やかに条例第 11 条の規定による届出を行うものとする。

(管理状況の届出の特例)

- 4 この規則の施行の際、現に存するマンションに係る第 2 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「前号」とあるのは、「附則第 2 項」とする。

(表)

マンション管理状況届出書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

申請者 住 所 (所在地)
(フリガナ)
氏 名

電話番号

熊谷市マンション管理適正化推進条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請区分及び連絡先

申請 区分	☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更	申請者 の属性	☐ 代表者(理事長等) ☐ 管理業者 ☐ 区分所有者 ☐ その他 ()
連絡先 ※申請者と 違う場合のみ 記載してください。	氏名	フリガナ	電話番号 ()
	住所	〒 —	

2 マンションの概要 ※変更の場合は変更のあった箇所のみ記載してください。

マンション名			
所在地(住居表示)	熊谷市		
管理組合	☐ ある ☐ ない		
管理組合の名称	☐ 管理組合 ・ ☐ 管理組合法人		
管理組合の形態	☐ 団地管理組合である → 全体の棟数 _____ 棟 ☐ 団地管理組合ではない		
戸数	全 _____ 戸 (うち 住居 _____ 戸 住居以外 _____ 戸)		
階数	地上 _____ 階 ・ 地下 _____ 階		
新築年月	(西暦) _____ 年 _____ 月		
併設用途	☐ ない ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()		
駐車場	☐ ある → ☐ 機械式 _____ 台 ☐ 平面式 _____ 台		
	☐ ない		
管理形態	☐ 自主管理		
	☐ 管理委託	管 理 業 者 名 (支店名まで記入)	
		住 所	
		電 話 番 号	()
☐ その他 ()			
マンション管理士 ※関与のある場合	氏名		電話番号 ()
	住所(所在地)		

(裏)

3 適正な維持管理に関する事項 ※変更の場合は変更のあった箇所のみ記載してください。

管理者等	☐ いる ☐ いない	
管理規約等	☐ ある 最終改正年(西暦) _____ 年 ☐ ない	
集会の開催	年1回以上の開催 ☐ している ☐ していない	
区分所有者名簿	☐ ある ☐ ない	
居住者等名簿	☐ ある ☐ ない	
管理費	☐ 徴収している ☐ 徴収していない	
修繕積立金	☐ 徴収している	
	積立方法	☐ 均等積立方式 ☐ 段階増額積立方式
	m ² 当たり月額	_____ 円/m ²
	額の根拠	長期修繕計画に ☐ 基づいている ☐ 基づいていない
	☐ 徴収していない	
長期修繕計画	☐ ある	最新作成(更新)年 → (西暦) _____ 年
		計画期間 → _____ 年間 (西暦) _____ 年～ _____ 年
	☐ ない	
予備認定の取得状況	☐ 取得済(年 月 日認定) ☐ 取得なし	
管理計画認定の取得状況	☐ 取得済(年 月 日認定) ☐ 取得予定(年 月 日認定予定) ☐ 取得予定なし	
修繕の計画的な実施 (大規模な修繕工事)	☐ 実施済 → 直近実施年(西暦) _____ 年	
	☐ 未実施	
耐震性能	※1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションの場合のみ記入ください。	
	耐震診断	☐ 実施済 → (☐ 耐震性あり ☐ 耐震性なし) ☐ 未実施
	耐震改修	☐ 実施済 ☐ 未実施
建物の状況	☐ 特に問題は生じていない	
	☐ 問題が生じている(※複数チェック可)	
	☐ 外壁等の剥落 ☐ 外壁・共用廊下のひび割れ ☐ 鉄筋の露出・腐食 ☐ 鉄部の発錆 ☐ 給排水管の劣化 ☐ 漏水 ☐ 雨漏り ☐ その他()	
空き住戸	【割合】 ☐ 0% ☐ ~5% ☐ ~10% ☐ ~15% ☐ ~20% ☐ 20%超 ☐ 不明	
	【戸数】 _____ 戸	
賃貸化住戸	【割合】 ☐ 0% ☐ ~5% ☐ ~10% ☐ ~15% ☐ ~20% ☐ 20% ☐ 不明	
	【戸数】 _____ 戸	
管理業者の業務履行 状況の定期的な 確認・評価	☐ 実施している ☐ 実施していない	

備考

- 1 変更の届出については、管理規約等及び長期修繕計画にあってはその有無、修繕積立金にあっては徴収の有無に変更があった場合に限り、届出を行ってください。
- 2 記載いただいた内容は、マンション管理適正化施策を始めとする各種住宅政策の検討及び実施に当たっての基礎資料並びに連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

(表)

新築マンション管理事項届出書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

申請者 住 所 (所在地)

(フリガナ)

氏 名

電話番号

熊谷市マンション管理適正化推進条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

マンション名			
所在地（住居表示）		熊谷市	
戸数	住居	戸	
	店舗	戸	
	事務所	戸	
	その他	戸（用途： ）	
	合計	戸	
階数		地上 階・地下 階	
建築延床面積		m ²	
総専有床面積		m ²	
機械式駐車場	☐ 有	☐ 昇降式 ____ 段（ピット ____ 段）	台
		☐ 昇降横行式 ____ 段（ピット ____ 段）	台
		☐ エレベーター方式（垂直循環方式）	台
	修繕工事費の会計区分 → ☐ 修繕積立金会計 ☐ 駐車場会計		
☐ 無			
竣工年月日		年 月 日	
分譲開始日		年 月 日	
長期修繕計画		長期修繕計画標準様式（国土交通省）に準拠している。 ☐ はい ☐ いいえ	
予備認定の 取得状況		☐ 取得済（ 年 月 日認定） ☐ 取得予定（ 年 月 日認定予定） ☐ 取得予定なし	
管理計画認定の 取得状況		☐ 取得済（ 年 月 日認定） ☐ 取得予定（ 年 月 日認定予定） ☐ 取得予定なし	

(裏)

管理費	㎡当たり月額	_____ 円/㎡
修繕積立金	修繕積立基金	_____ 円/㎡
	月額の積立方式	☐ 均等積立方式 ☐ 段階増額積立方式
	㎡当たり月額	_____ 円/㎡
	上記の月額は「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」(国土交通省)に示された修繕積立金の額の目安に照らして適切である。	
	☐ はい ☐ いいえ	
専用使用料等	修繕積立金会計への繰入れ予定 ☐ 有 (見込額 _____ 円 (年当たり)) ☐ 無	

売主	会社名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____
施工者	会社名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____
管理業者	会社名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____
マンション管理士 ※関与のある場合	氏名	_____
	住所 (所在地)	_____
	電話番号	_____

添付書類	☐ 管理規約等の案 ☐ 長期修繕計画の案 ☐ その他 (_____)
------	---

（表）

身 分 証 明 書		第	号
所 職 氏	属 名 名		
熊谷市マンション管理適正化推進条例第25条第2項の規定に基づき、マンションの敷地に立ち入り、その管理状況の調査を行う者であることを証明する。			
年 月 日発行		熊谷市長 氏 名 印	

（裏）

熊谷市マンション管理適正化推進条例（抜粋）
（立入調査等）
第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、その管理状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該マンションの敷地に立ち入り、その管理状況を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。